

平成 18・19 年度イコールなごや事業

「男女平等参画推進に関する
市契約事業者へのアンケート」
調査報告書

平成 20 年 2 月

名古屋市男女平等参画推進会議（イコールなごや）

目 次

はじめに	1
調査結果概要	2
まとめと今後への期待	14
(集計結果)	
調査の概要	25
調査結果集計表(全体及び規模別)	27
調査結果集計表(業種別)	37
自由意見	46
ヒアリング結果記録	49
(参考資料)	
男女平等参画推進に関する事業者へのアンケート(質問票)	61
男女平等参画推進に関する事業者へのアンケート(回答票)	66
協力依頼文	67
啓発チラシ「女性も男性も働きやすい職場になっていますか&キーワード」	68

はじめに

(1)「男女平等参画推進なごや条例」が示したもの

名古屋市は、平成14年4月1日に「男女平等参画推進なごや条例」を施行しました。

この条例において、「女性も男性も互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等に参画し、共に責任を担い利益を受けることができる男女共同参画社会を実現させる」ために、「女性と男性の平等とあらゆる分野への参画を推進することによって、安心して暮らせる活気あるまち、なごやをつくる」ことを宣言しました。

そして、そのために、市・市民・事業者の責務を定め、それぞれ取組みを進めることとしています（事業者に関連の深い事項について、下の点線枠内に示しておきました）。

さらに、条例を実効性あるものにするための効果的な推進方策を検討した第1期名古屋市男女平等参画審議会は、平成16年度に行った答申において、名古屋市が率先して実施することのほか、名古屋市が働きかけるべき事項として、公契約の機会などを活用した働きかけについて言及しています。

(2)本調査の目的及び調査主体

今回、名古屋市と取引のある事業者に対し男女平等参画に関するアンケート調査を実施したのは、こうした条例の趣旨等を踏まえたもので、事業者における男女平等参画推進状況を把握するとともに、市の取組みをお知らせし、男女平等参画に関する理解を深めてもらう啓発の機会とすることを目的に実施いたしました。

また、本調査は、名古屋市から、名古屋市男女平等参画推進会議（イコールなごや）が委託を受けて実施しましたが、イコールなごやは、女性団体・経営者団体・労働団体・地域団体・教育・マスコミ・有識者などで構成され、男女平等参画（「男女の平等」と「男女の参画」）を推進することを目的としています。

(3)お礼と今後の展望

今回の調査については、趣旨をご理解いただき、大変お忙しい中、4割を超える事業者から調査にご協力いただくことができました。

大変ありがとうございました。

また、ヒアリングにご協力いただいた5社に対しましても、改めてお礼申し上げます。

おかげをもちまして、市契約事業所における取組み状況がある程度見えてまいりました。今後、市契約事業者に止まらず、すべての事業者の取組みの参考になるような形で結果をお返しし、事業者における取組みが一層進むよう、取組みを進めてまいりたいと思います。

(参考)

男女平等参画推進なごや条例(抜粋)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、平等参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、事業活動に関し、積極的に平等参画を推進するとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(雇用等の分野における平等参画の推進)

第13条 市は、事業者に対し、雇用の分野において平等参画が推進されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、平等参画に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

3 市は、必要があると認めるときは、市と取引関係がある事業者及び補助金の交付を受ける者に対し、平等参画の推進に関し報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。